

教育委員会会議の概要（令和2年3月定例会）

- ◆ 日 時 令和2年3月27日（金）午後2時00分から午後3時25分まで
- ◆ 場 所 教育局第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐 々 木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉 田 利 弘	出席
委 員	花 輪 公 雄	出席
委 員	中 村 尚 子	出席
委 員	里 村 正 治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席
委 員	梅 田 真 理	出席

◆ 会議の経過及び結果

- 1 開 会
- 2 議 事 録 承 認 1月及び2月定例会
- 3 議事録署名委員の指名 里 村 委 員
- 4 付 議 事 項
第56号議案 臨時代理に関する件について

（総務課長 説明）

原案のとおり承認

第57号議案 仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

（健康教育課長 説明）

里 村 委 員 新旧対照表において第3条に係る別表第1が、第8条の下に来ているというのは、構成上、間違いではないか。

健 康 教 育 課 長 これは改正する箇所を抜粋して表記してあるためであり、間違いではない。

里 村 委 員 問題なければいいが、第3条関係の別表第1というのは、第8条の下ではなくて、第3条の下に来るのではないかなと考えるが、いかがか。

教 育 長 「別表」であるため、最後に来る形になる。

原案のとおり決定

第58号議案 仙台市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

(学びの連携推進室長 説明)

花 輪 委 員 具体的な設置等に関する規則の制定に関することとして、2ページ目の第5条の第4項について確認させていただきたいのだが、第5条は意見の申し出に関するところで、第3項までは全て主語が「協議会」で、「教育委員会に対して」のものである。一方、第4項は、主語が「校長」になっているが、どこに対して意見の申し出をすることができるというものなのか。もし教育委員会に対してであるならば、この条項を入れなければならない理由についてご教示いただきたい。

学びの連携推進室長 第2項のところで、対象学校の職員構成であるとか、人材のあり方に関するいろいろな意見が、学校運営協議会において出てくるのが想定される。校長としては、当然それらの意見を聞いた上で、教育委員会に対し相談も含めて具申を行っていくことになるが、ここにこの条項を入れたのは、あくまで学校運営の責任者は校長であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第36条で認められる校長の権限を明示するためである。

花 輪 委 員 本市として、校長先生もできれば運営協議会の委員に入ってほしいと考えておられると思うが、校長先生が入ったとしても、運営協議会全体と校長先生との意見が、必ずしも1対1ではないから、独自に校長先生の意見を教育委員会に反映することができるということを担保している条項だと読めばいいのか。

学びの連携推進室長 そのとおりである。

花 輪 委 員 もう1点、4ページ一番上の第14条についてである。会長の責務について書いてあるが、第4項は、校長先生が協議会のメンバーではないときには、対象学校の校長先生に対して、意見や協力を求めることができると言っているのだと思うが、第5項は対象学校の校長が主語である。校長先生は、運営協議会の委員に入っていないけれども協議会の会議に出席して意見を述べる権利を持っていると読んでよろしいか。

学びの連携推進室長 そのとおりである。

吉 田 委 員 この制度の実施は、学校経営において、大きなターニングポイントではないかと思っている。こういった協議会は常勤ではなく、非常勤であり、また外部的な存在として運営されるわけなので、新たな視点からの発想を取り入れられるという良い面もあると思うが、その反面、ややもすると形骸化の道も早いと思う。規則というものは、これからの活動の核となるものであり、ぜひこの制度を機能させたいという強い思いがあったことから、これまで繰り返し意見を述べてきたが、今まで検討されてきたものと比較しても、大分改善されてきたと思っている。

お願いとして、第4条に「承認」という言葉があるが、「承認」は「決定」とは違うので、「承認」という言葉の意味することを校長にだけでなく委員の方々にも

しっかりと解釈してもらい、「承認」という言葉の誤解を生まないような手立てをとっていただきたいと思う。

それから最後に、規則から少し外れるが、大事なことは、話し合いだけではなく、実践に結びつけなければ意味がないのだということを、これまでの審議の中で申し上げたことがあった。学校運営協議会委員は、充て職なのではなく、子どもの活動に当事者として関わっている人材を積極的に登用するものであり、また、これまでの活動を広げるのではなく、今関わっている人たちを委員にして新たに動き出すスタートなのだというあたりも、ぜひ強調していただきたい。

学びの連携推進室長

「承認」という言葉が、個人個人で違う認識を持たれると、学校運営協議会における熟議の中身がはっきりしなくなるのは私たちも恐れているところである。今後「承認」という言葉を皆さんに熟知してもらうために、学校と一緒に丁寧な説明を繰り返したいと考えているところである。

里 村 委 員

考え方の整理をさせていただきたいが、この規則の中でコミュニティ・スクールというのはどういう形で表現されるのか、考え方を整理したい。

コミュニティ・スクールの導入については、第1条の前段で触れているため、この規則は、コミュニティ・スクールを導入するための基本的な基礎だと捉えることができるが、学校運営協議会制度とは何かという質問に、コミュニティ・スクールであるというのは答えにならないだろう。つまり、学校運営協議会制度とは何かという質問である。

それからもう1点、学校支援地域本部という名前がここに入っていないが、学校支援地域本部との関係はどうなっているのか。もし仮に学校運営協議会制度とは、学校運営協議会と学校支援地域本部の組み合わせでできているという理解をすれば、学校支援地域本部についての記載も、規定の中になければいけないのではないかと質問が発展するのだが、その点について整理も含めて、ご説明いただけたらと思う。

学びの連携推進室長

まず、規則の中に、学校支援地域本部という記載がないということについてだが、前文で、学校支援地域本部における取組を生かし、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの豊かな学びの環境を構築していく、という記載をしている。

一方、条文に学校支援地域本部を入れなかった理由の一つとしては、本市の学校支援地域本部の設置率は91%であるが、残り9%の学校はまだ設置に至っていないところにある。協議会の運営においては、学校支援地域本部を核としながらという考えはあるものの、それぞれ地域性があり、まだ設置されていないところもあるため、条文においては学校支援地域本部という記載を行わなかったものである。

それから、学校運営協議会制度とは何かというご質問についてだが、学校支援地域本部でこれまで地域と連携を図ってきた本市の場合、地域の方が学校の求めに応じて支援してくれるという、地域から学校という一方の方向性しか持っていなかった。しかし、学校運営協議会制度は、学校から地域という矢印がもう一つ加わるものと考えている。つまり、学校運営協議会制度というのは、学校と地域、両方向の連携、協働で子どもたちを育ててくためのものと整理している。

里 村 委 員

この導入の手引書は作成中であるかと思うが、完成版ができれば、教育委員会で配付等していただけたらと思う。

最後に、仙台版コミュニティ・スクールという表現があったが、「仙台版」とは

何かということをご皆さんでよく確認し、仙台版のあり方、考え方をきちんと整理されておいた方がいいかと思う。

原案のとおり決定

- 第59号議案 仙台市教育委員会職員服務規程の一部改正について
- 第60号議案 仙台市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規程の制定について
- 第61号議案 仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程の制定について
- 第62号議案 仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について
- 第63号議案 学校給食作業に従事する非常勤の技能職員の給与に関する規程の廃止について
- 第64号議案 学校給食作業に従事する非常勤の技能職員の勤務時間、休暇等に関する規程の廃止について
- 第65号議案 臨時的任用職員の給与に関する規程の廃止について
- 第66号議案 臨時的任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の廃止について
- 第67号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第68号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について
- 第69号議案 仙台市教育委員会臨時の職員等の退職手当支給規程の制定について

(人事課長、教職員課長 説明)

里村委員 従来の臨時的任用は、常勤職員の欠員とはこだわりなく採用されていたこともあったが、会計年度任用職員に移行することで、欠員制が明らかになったものしか採用されないことになると思うが、会計年度任用職員に定員というものはあるのか。

人事課長 当該職の必要性と、予算の状況等を鑑みて整理していくということになるかと思う。

里村委員 欠員制については、予算の制約は相変わらずあると理解していいか。会計年度任用職員が必要なときに、予算の制約がある場合はどうするのか。

人事課長 確かに予算上の縛りはあるが、例えば年央でそういった業務が生じれば、当該業務の必要性をしっかりと整理し、予算上の工面も含め関係部局と調整しながら、必要に応じて認めていくことになると思う。

里村委員 ぜひそういった運営をしてほしいと思う。予算がないことで、実態の改善につながらないこともあると思うので、必要性の大きさにおいて、予算の手当をしてでも、必要などころはやるということをお願いしたい。

人事課長 そういった児童生徒の不利益にならないよう、しっかりとその業務を見定めて対応してまいりたい。

花輪委員 第68号議案について質問させていただく。

これは教職員の時間外労働に関する考え方を、国の見直しにあわせ、今回仙台市も見直しということだと思うが、非常に大きな改定に見える。

超過勤務の時間も認めるということについて、上限の原則はあるものの、臨時的な特別の事情がある場合と、さらにもう一段基準がある。超過勤務については、各学校の中で校長先生が勤務時間を超えてでも対処しなくてはいけないものとして、その必要性を判断されるのだろうが、基準をどのように理解するのか、ばらばらな運用では困るので、意思統一が必要であると思う。学校単位で勝手に判断するので

はなく、きちんと仙台市全体で考え方を決めて初めてうまく運用できるものと思えるが、その辺の対応はどうするのか。

教職員課長 ご指摘のとおり、ある程度の考え方やラインというのは示す必要が出てくるのかと思うが、あくまでもこれは上限時間であり、大前提として、この時間までやるということではないことの確認を進めてまいりたいと思っているところである。

教育人事部長 この教員の時間外在校時間の上限を設けることは、我々としても大きな改正である。実情として、例えば中学校では、ひと月平均約66時間となっている中で、45時間の目標を掲げることや、通常予見することができない業務として100時間の上限を設けることについて、これを単に現場に投げるだけのやり方ではうまくいかないと思っている。場合によっては、1年間や2年間、3年間をかけた中で、達成していかなければいけないような状況も想定されると思っている。

今回の規則改正は、国の指針で出ていることから、この目標以外に掲げようがないが、なぜこのような目標になっているのか、我々がどのように取り組んでいくのか、働き方改革を進める上では、どういった取り組みが各学校で出されていて有効なのか等、校長だけでなく、個々の教員にも理解していただかなければならないと思っているので、今作業中であるが、冊子のような形で各学校に周知を図ろうと考えている。その中で、先ほど話が出た児童生徒等に係る、通常予見することのできない業務というの、具体例を示しながら理解していただくことを進めていきたいと思っている。

花輪委員 時間外の勤務時間をできるだけ少なくし、負担、労働をかけないようにしようというのが本来の意味での指針だと思うので、これがあるからということで逆に負担が増えないように、くれぐれも気をつけていただくということでお願いしたい。

梅田委員 指針としての時間の目安が出されるということもとても大切なことだと思うが、まずは学校における業務をどのようにスリム化していくかを第一に考えていくということについて、各学校にお伝えいただきたい。また、ガイドラインを作った配っていただくのであれば、先ほどのコミュニティ・スクールのものにも通じるが、冊子は1年間にたくさんの数が配られ、先生方はそれを読む時間もないぐらい忙しいと思うので、配るだけではなく、今回の働き方に関して、どこを減らし、どこに力を入れなければいけないというような議論を学校全体できちんとする時間を確保していただきたいと思う。

今般、国でも本来教員がやるべき仕事と教員以外の者がやるべき仕事が混沌として教員に任されているのではないかと、という議論があったが、仙台市としても教員がやるべきところ、あるいは先ほどのコミュニティ・スクールとして地域の方々にお任せできるところ、そういったところをきちんと分担して、教員が本来やるべき仕事をきちんとできるような中身を検討しつつ、法律がきちんと守られていくような働き方改革がされていくといいかと思うので、ぜひそのあたりを引き続き検討あるいは周知していただければと思う。

原案のとおり決定

第 70 号議案 仙台市教育委員会安全衛生規則の一部改正について

(人事課長 説明)

原案のとおり決定

第 71 号議案 仙台市図書館条例施行規則の一部改正について

(市民図書館長 説明)

阿子島委員 この中田サービススポットが本格的に実施されるのはとても素晴らしいことだと思う。なお、ほかにも図書館の空白地域があると思うので、そちらもなるべくなくして、図書館を皆さんが気軽に利用できるようにして、利用を促進するようさらなる拡充を図っていただきたいと思う。

市民図書館長 ご指摘があったとおり、空白地へのサービス提供として大変有効な手段と考えているところである。サービスのやり方や、必要な物品、人員等のノウハウを中田サービススポットの実施から得られたので、今後、市全体のバランスや費用対効果も見ながら、次の展開について検討してまいりたい。

原案のとおり決定

第 72 号議案 仙台市学校給食運営審議会委員の委嘱について

(健康教育課長 説明)

原案のとおり決定

第 73 号議案 仙台市博物館協議会委員の委嘱等について

(博物館長 説明)

原案のとおり決定

第 74 号議案 仙台市科学館協議会委員の委嘱等について

(科学館長 説明)

原案のとおり決定